

平川市教育委員会表彰規則の運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平川市教育委員会表彰規則の適切な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 規則第3条（功労表彰）各号の表彰は、次の基準によるものとする。

(1) 第1号（教育職務功労）における基準

平川市教育委員会が委嘱する委員で、在職期間が通年10年以上で、その功績の著しい者

(2) 第2号（学校教育振興功労）における基準

ア 10年以上にわたり学校教育団体の長（同職の委員等の期間を含む。）であって、その功績の著しい者

イ 学校教育の振興に尽くし、その功績が特に著しい者

ウ 音楽、美術等の大会で優秀な成績をおさめた指導者

エ 学校教育に関する学問的研究等で顕著な成果をあげた者

(3) 第3号（社会教育振興功労）における基準

ア 10年以上にわたり社会教育団体の長（同職の委員等の期間を含む。）又は役員15年（年齢50歳以上）の経験者であって、その功績の著しい者

イ 社会教育の振興に尽くし、その功績が特に著しい者

ウ 社会教育に関する学問的研究等で顕著な成果をあげた者

(4) 第4号（体育スポーツ振興功労）における基準

ア 10年以上にわたりスポーツ団体の長（役員の間を含む。）又は役員15年（年齢50歳以上）の経験者であって、その功績の著しい者

イ 20年以上にわたり選手の養成、スポーツ団体の育成指導に寄与し、年齢50歳以上でその功績の著しい者、又は3年連続優勝（第4条に規定する大会）させた監督

ウ 体育、スポーツの振興に尽くし、その功績が特に著しい者

エ 体育、スポーツに関する学問的研究等で顕著な成果をあげた者

(5) 第5号（学術文化功労）における基準

ア 10年以上にわたり文化団体の長（役員の間を含む。）又は役員15年（年齢50歳以上）の経験者であって、その功績の著しい者

イ 20年以上にわたり文化団体の育成指導に寄与し、年齢50歳以上で、その功績の著しい者

ウ 学術、文化の振興に寄与し、その功績の著しい者

第3条 規則第4条（善行表彰）各号の表彰は、次の基準によるものとする。

（1）第1号（一般善行表彰）における基準

- ア 人命救助をした者
- イ 教育施設の災害に際し、適切な判断のもとに行動した者
- ウ 1年以上にわたり他人の不幸に際し、誠意をもって援助をした者
- エ 逆境にありながら在学中健全な家庭、学校生活を送った者
- オ その他奉仕活動等、社会的有益な行為を5年以上した者
- カ ウからオまでの行為の内、その行為が学校教育活動の一環として、又はボーイスカウト等の青少年団体の団体活動、小さな親切運動のような行為として行われたものは除外する。

（2）第2号（寄附善行表彰）における基準

- 市教育機関へ30万円以上50万円未満（3年連続で、その合計額が50万円以上）の金品を寄贈した者

第4条 規則第5条（スポーツ表彰）の表彰は、次の基準によるものとする。

- （1）青森県種目別選手権大会、国体青森県予選会、青森県民体育大会、高体連青森県大会、中体連青森県大会、中学校通信陸上青森県大会、青森県高校新人戦及び青森県民駅伝大会で優勝した者、又は新記録を樹立した者
- （2）全国大会第8位、全国青年大会第3位及び東北大会第3位以上の成績をおさめた者、又は新記録を樹立した者
- （3）その他前2号に掲げる者と同等の成績があったと認められる者

第5条 規則第6条（文化奨励表彰）の表彰は、次の基準によるものとする。

- （1）書道、絵画等で県大会（公募等による。）以上の規模で行われる大会において、優秀な成績をおさめた者。ただし、児童、生徒については所属学校長の推せんのある者
- （2）学術、文化に関する学問的研究等で、顕著な成果をあげた者

（表彰の対象者）

第6条 規則第3条から規則第6条に規定する表彰の対象者は、市内に住民登録をしている者若しくはこれに準じる者、又は勤務する個人、市内に事務所を有する団体とする。ただし、規則第4条第2号（寄附善行表彰）については、前記以外の対象者でも表彰することができる。

（推せんの方法）

第7条 教育委員会は、表彰を受ける者の推せんを教育機関及び各種団体から表彰調書により受け付けるものとする。

(表彰の方法)

第8条 規則第3条から規則第6条の規定による表彰は、次のとおりとする。

種 類	区 分	
	個 人	団 体
功 勞 表 彰	賞状、額縁、楯	
善 行 表 彰	賞状、額縁、楯	賞状、額縁、楯
ス ポ ー ツ 表 彰	賞状、メダル	
文 化 奨 励 表 彰	賞状、メダル	賞状、楯

(表彰の年度)

第9条 表彰年度は、毎年11月から10月までとする。

(表彰の重複)

第10条 表彰を受けた者が年度を越えて再び表彰に値する功績があった場合は、重ねて表彰を受けることができる。

(記録の保存)

第11条 表彰を受けた者の記録は、氏名、年齢、性別、住所、事績内容、その他必要な事項を記入した台帳を作成し、永久保存する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月17日教委告示第8号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年11月1日から適用する。